

○船橋市環境保全条例施行規則

平成15年2月28日  
規則第4号

別表第5（平15規則126・平16規則8・令元規則5・一部改正）

水質汚濁に係る特定施設

番号	施設の種類
1	油缶その他の空き缶再生業の用に供する洗浄施設
2	ばい煙又は粉じんの湿式処理施設
3	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (1) 牛房施設（牛房の総面積が100平方メートル未満のものを除く。） (2) 馬房施設（馬房の総面積が100平方メートル未満のものを除く。） (3) 鶏舎（鶏の飼養羽数が1,000未満のものを除く。）
4	食品衛生法施行令第35条第1号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設であつて、印旛沼に流入する公共用水域に排水を排出するもの（総床面積が100平方メートル未満の事業場に係るもの及び汚水等が水質汚濁防止法施行令別表第1第72号から第74号までに掲げる特定施設又は湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和60年政令第37号）第5条第2号に掲げるみなし指定地域特定施設において処理されるものを除く。以下これらを「特定ちゅう房施設」という。）並びに特定ちゅう房施設を設置する特定事業場から排出される水の処理施設

備考 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設及び同条第3項に規定する指定地域特定施設（湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第14条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を除く。